

**【会議名】**

令和4（2022）年度第2回三鷹市男女平等参画審議会

**【開催日時】**

令和4（2022）年12月9日（金）午後6時30分～8時

**【開催場所】**

教育センター3階 第三中研修室（※オンライン併用）

**【次第】**

議事

(1) 協議事項

人権基本条例（仮称）について

(2) 報告事項

LGBTをはじめとする多様な性に関する研修について

**【出席議員（敬称略）】**

荻田 香苗、渥美 由喜、青木 睦、福島 多恵子、平岩 康美、石原 佐和子、  
横森 直樹、牧野 洋子、江口 知子、中川 由紀子、田中 かず子、平野 亜矢  
以上12名

**【傍聴者】**

3名

**【議事概要】**

（次第1 開会のあいさつ 省略）

（職員の紹介 省略）

**【荻田会長】** それでは、次第2の議事に入りたいと思います。

協議事項1「人権基本条例（仮称）について」を議題とします。事務局から説明をお願いいたします。

**【丸山企画経営課長】** 令和4（2022）年度第1回審議会におきまして、人権基本条例の目的、基本条例と関連条例の役割、市民ワークショップの開催、ヒアリング等の実施などについて、ご報告、ご説明させていただいたところでございます。本日は、その後に実施いたしました、市民ワークショップや関係者へのヒアリング等の結果を踏まえ、資料にまとめましたので、その内容について説明いたします。

それでは資料1をご覧ください。初めに、1番の(1)「現状」でございます。人権基本条例制定に向けた現時点の検討状況ですが、これまでに行った市民ワークショップやヒアリングの結果を取りまとめながら、人権基本条例の「基本的な考え方」の策定に向けて、例えば、男女の性別や性自認、性的指向、いわゆるLGBTや性的マイノリティに関すること、子どもや高齢者、障がい者、外国籍市民のことなど、人権に関する個別課題の検証も同時に進めているところでございます。

個別課題など、各論部分を整理した上で取組を進めることとしたため、「基本的な考え方」の策定スケジュールは、予定より遅れている状況でございます。

次に、(2)「人権基本条例の位置づけ」についてです。こちらは、前回の審議会において説明した内容と大きく変わりはありませんが、人権基本条例は、三鷹市のあらゆる人権施策に共通して基礎となるもので、市の方向性を基本理念として明らかにするものでございます。

また、男女及び多様な性、子ども、高齢者、障がい者、外国籍市民など、それぞれの属性の基本的な人権に係る施策は、人権基本条例以外のそれぞれの関連条例のほか、例えば、「健康福祉総合計画」や「男女平等のための三鷹市行動計画」などの個別計画や、毎年の予算に反映して対応していくことを想定しているところでございます。

なお、関連条例に関しまして、男女及び多様な性につきましては、現行の「三鷹市男女平等参画条例」には、多様な性に関する視点が含まれてないということから、「三鷹市男女平等参画条例」の改正または新条例の制定が考えられます。最終的には市が判断し、関連条例の改正、または、新しく制定するという市議会に提出していくこととなりますけれども、委員の皆様からも本日は男女及び多様な性に関する関連条例の在り方について、ご感想やご意見をこの後伺いしたいと思っております。

続いて(3)「目指すべき方向性」についてです。人権基本条例では、制定理由や条例の目的を記載した前文や、基本理念に市が目指すべき方向性を盛り込むことを想定しております。これまで行ってきた市民ワークショップや関係者へのヒアリング等を通して、現時点では、以下の内容を前文や基本理念に盛り込んでいきたいと考えているところでございます。

具体的には、ア、日本国憲法、世界人権宣言などを踏まえた基本的な人権の尊重。イ、人権は、誰もが生まれながらにして持っている権利であること。ウ、いかなる場合にも差別や侵害を受けず個人として尊重されること。エ、人権の普遍性（誰でもどこでもどんなときでも

という意味)、不可分性(一部の人権だけを取り出すことはできないという考え方)、相互依存性(それぞれの人権は共に支えあっているといった視点)。この目指すべき方向性というのは、今後条例を考えていく上で、重要な部分になると考えておりますので、こちらについても、後ほど委員の皆様から、ご感想やご意見等あればお伺いしたいと考えているところでございます。

次に、2番、人権基本条例に関する意見聴取についてです。(1)に記載のとおり、8月27日に市民ワークショップを開催しました。参加者は、無作為に選んだ1,000人の三鷹市民の方のうち、ワークショップ参加にご承諾いただきました73人の方にお集まりいただき、開催しました。

ワークの前に、人権に関する基本的な視点について講義を行い、参加者が知識や関心度を前提とせず話し合える構成といたしました。その後グループに分かれ様々な意見等を出し合っていたいたところでした。

最後に行ったアンケートでは、97%の方が人権を身近に感じる事ができたとご回答いただくなど、人権について改めて考えるきっかけにもつながったものと考えているところでございます。

次に、裏面、(2)の「ヒアリング調査」でございます。人権基本条例の基本的な考え方の整理に向けて、様々な属性の当事者の方や関係団体へのヒアリング調査を行いました。具体的なヒアリング先は、表に記載のとおりとなっており、90名の皆様から200を超える意見や課題等を頂戴したところでございます。

続きまして、資料1-2をご覧ください。こちらは、市民ワークショップやヒアリング調査で頂いた主なご意見をまとめたものでございます。表は上段下段に分かれておりまして、1番が「条例に期待すること」、2番の「人権尊重の方向性を示すためのキーワード」を洗い出していただいております。

1番「条例に期待すること」につきましては、例えば一番上の左側「人権に関する教育や周知啓発が必要」というご意見や、その右側「自己と他者を尊重する意識・相互理解が必要」というご意見がありました。また、「制定過程における市民との信頼関係を築いてほしい」や、「基本条例の理念を他の政策にも反映してほしい」。それから、「人権課題に対処できる実効性のあるものにしてほしい」というようなご意見も頂いているところでございます。

それから、下表、2番の「人権尊重の方向性を示すためのキーワード」としましては、私もヒアリングやワークショップに参加し、実感しておりますが、一番左上に載っている「人

にやさしい」というキーワードを非常に多く耳にした印象です。その右にある「差別や偏見のないまち」や、左上から2行目の「思いやり」という言葉も大変多く聞きました。右上から5行目、「尊厳・尊重」というキーワードも非常に多く耳にしました。

それ以外に、この表の中をざっと見ますと、「自由」という単語が5か所ぐらい出てきています。これも非常に多いキーワードの1つであると感じています。それから、「自分」や「平等」という言葉もたくさん出ていることが分かります。

下表の右上から8行目に「すべての人権が大切にされる」というキーワードがあります。これは先ほど説明した不可分性につながるキーワードであると捉えています。

それから、左下から6行目。「個人と普遍性が両立される」というキーワードも頂いています。これも先ほど言った普遍性です。普遍性、不可分性、相互依存性というキーワードを3つ挙げましたが、そのうち2つがここに出てきていると感じているところでございます。

資料の説明は、以上になります。

**【荏田会長】** ありがとうございます。

ただいま、事務局の説明がありましたが、ご意見やご質問などいかがでしょうか。特に、1番の盛り込む視点の(2)の位置づけ。それから、(3)の目指すべき方向性について、ご意見頂けたらと思います。

ご意見ございます方は、挙手をお願いいたします。いかがでしょうか。

特に、先ほど事務局から説明がありましたが、男女及び多様な性に関連する法令の改正や新しい制定を考えているということですが、その点についてはいかがでしょうか。

**【C委員】** 多様な性に対する条例をアップデートしていくという話ですよね。それに関しては、常に議題に上がっているところですので、重要なこととして検討されていると感じているので、このまま検討して行ってほしいと思います。

これに関して、話がずれるかもしれませんが、よろしいでしょうか。この審議会では割と多様な性に関する意見が多く出ていると思いますが、外国籍の方の人権についていろいろな価値観があると思います。三鷹市が人権条例の制定を検討しているということに関して、SNSなどを見てみると、いろいろな意見の方が注目しているというか、全ての人の人権を認めるという考え方ではない意見を述べているものも目に留まりました。三鷹市としてどのように進めていくのか分かりやすく意見表明というか、考え方を示していくような条例であって欲しいと思います。

**【荏田会長】** いかがでしょうか。まず事務局のほうから。外国籍市民の方への対応等は

どうなさっていますか。

【丸山企画経営課長】 外国籍市民の方については、資料1裏面のヒアリング調査でも、外国籍市民の方のご意見、課題等も直接お伺いしています。表の9番の「みたか国際化円卓会議」にあたります。こちらでも、三鷹市が人権条例を作ることに取り組んでいることを報告し、さまざまな課題等もお伺いしています。

外国籍市民の方が、身近なところで人権侵害をされているようなこともあるという具体的な例も聞いておりますので、参考にさせていただきながら取り組んでいきます。具体的な施策は個別条例や計画に反映し、予算を計上したうえで施策として対応していきますが、それも含め、理念的な人権基本条例を定めていきたいと考えております。

【D委員】 一番期待することとして良く挙げた意見として、教育や周知啓発が挙げられています。私も大学のOBOG会などの同窓会をまとめるときに、「OBOG会」という名前をつけようとしたら、ジェンダーフリーの観点から、「OBOG会」という表現よりも「同窓会」という表現が良いというご指摘を頂いた経験があります。

私の知識不足から、その同窓会に入るときに、自分が想定されていない会だと思わせてしまった。他にも様々な場面で、悪気がなくてもその仕組み上想定されてない場面に出くわすたびに傷ついたりとか、自分が社会に受け入れられていないのかもしれないと受け取ってしまうことがあると思います。名簿のつくり方や会のタイトルのつけ方によって受け取る側の印象があまり良くなってしまふことに対して、教育をしっかりとしていくことで防いでいけるかと思えます。これらのガイドラインがしっかりと示されていたりすると、何か組織をつくる場合に間違いがないというか、配慮した運営がよりしやすくなるのかと思えます。

今、小学生や中学生などの若い方々というのは、今後も教育でしっかりと知識を身につけていけると思いますが、既に社会人の人は、それらを学ぶ機会は、自分で情報をキャッチしていけないと難しいと思います。それらの年代の人々でも、改めて、自分たちが何かを企画したり、広く公共の方々に声をかけて活動するときに、このような方向性であれば人権に配慮した形で実施できるというものを示していただけると良いと思います。三鷹市がメインで運用する組織はもちろん、その他の方々が運営する組織に関しても、しっかりとしたガイドラインがあって、それに則れば、多様性を尊重した形の組織運営ができていくというようなものがあると、非常に助かるのではないかと思います。

【丸山企画経営課長】 貴重なご意見ありがとうございます。参考にさせていただきたい

と思います。

今後の対応といたしましては、まずは確実に人権基本条例、基本理念となるものを作り、周知徹底していきたいと思っています。ご指摘いただいたガイドラインというようなものについても、まずは条例をつくった後、次のステップとして、そのようなガイドラインを作るなど、市内の事業者や市民へ周知するというような段階を踏んで、しっかり取り組んでいきたいと思っています。

条例を制定したタイミングにおいては、条例のそれぞれの条文を解説する逐条解説のようなものを作ろうと思っておりますので、まずはそれらを通じて、徐々に段階を踏んで対応していきたいと思っています。

条例を制定したタイミングにおいては、条例のそれぞれの条文を解説する逐条解説のようなものを作ろうと思っておりますので、まずはそれらを通じて、徐々に段階を踏んで対応していきたいと思っています。

**【E委員】** ワークショップとヒアリングで約 300 件のご意見を頂いているということで、このご意見を頂いた結果、目指すべき方向性や位置づけで特に意識されていることや、方向性が変わったというようなことがありましたら教えていただきたいです。

**【丸山企画経営課長】** 先ほどの説明の中で、「基本的な考え方」をこれから作ると申し上げましたが、この中にどのようなキーワードを取り込んでいけばいいかというのは、正直我々も悩んでいるところです。人権問題は非常に難しく、複雑なものだということを視野に入れながら、キーワードとして挙げていただいた「やさしさ」、「誰もが生まれながらに持ったもの」、「奪われてはいけない権利」、「みんな三鷹の大切なひとり」というようなキーワードなどを、これから作る「基本的な考え方」や、場合によっては「基本理念」に盛り込んでいきたいと思っております。

非常にたくさんのご意見が出ているため、全てというわけにはいきませんが、「基本的な考え方」、「基本理念」に盛り込んだり、「逐条解説」などに「背景にはこのような気持ちがある」と、なるべく皆様から頂いたご意見等を反映させていきたいと思っています。

**【F委員】** ヒアリング調査の3番目、三鷹市立第六中学校の生徒さんにヒアリングされたということですが、大体何人ぐらいの生徒さんからお話を聞いたのでしょうか。また、どのような意見が出たか分かるようであれば、お尋ねしたいです。

**【丸山企画経営課長】** こちら今年の9月に行いまして、六中の2年生の生徒さんを対象にご協力いただきまして、20名弱ぐらいの皆様に参加いただいています。グループに分か

れて、「人権が守られているまちってどんなまち」をテーマにして、それぞれ付箋に意見を書いて、グループで発表していただくというような内容でした。

意見として出たものとしては、今手元にはないですが、非常に中学生らしい「全ての人が笑顔で暮らせればいいな」とか「みんなが平等で一生暮らせるといいな」とか、そういったご意見を頂いたところです。

【G委員】 ありがとうございます。幾つかあります。1番(2)の箇所に個別課題として、「男女及び多様な性」と書いてありますが、ここが「男女」になったのはなぜでしょうか。以前の資料では「ジェンダー平等・性の多様性」となっていたと思うので、そこが変わったのは何か意図があるのでしょうか。引き続いて、いくつかいいですか。

【荏田会長】 では、1つずつお願いします。

【丸山企画経営課長】 前回は資料1として、「条例について」という資料を出していますが、この部分は同じ表記の「男女及び多様な性」を使わせていただいていたのですが、別の表で、「ジェンダー平等・性の多様性」という表現もありましたが。

【G委員】 ありましたね。

【丸山企画経営課長】 こういった資料では、同じ表現をさせていただいています。

【G委員】 そうですか。

【丸山企画経営課長】 特に意識をして変えたというようなことはございません。

【G委員】 では、どちらでもそのときの状況で変わってくるという感じですか。「男女」というのは、どちらかというと生物学的な性をベースにした言葉で、「ジェンダー」というのは社会文化的に規定された性というニュアンスの差があります。現在、「ノンバイナリー」などジェンダー概念そのものが変わってきているので、そこに「男女」と持ってくるのがいいのか、ジェンダーの多様性みたいなところに行くのがいいのかに関わってくるような感じがしましたので、お尋ねしてみました。

【石坂企画部長】 今の話と関連しますが、先ほど課長からもお話ししましたとおり、若干私どもも迷っているところが実はあります。というのは、これまで「男女平等参画」と推進してきた中で、地続きの課題として「多様な性」があるというのが、私たちの課題の認識であります。

一体として男女平等参画の延長線上で検討するとなると、「男女」という言葉を残したほうがいいという思いもありましてこの言葉を使っているところがあります。この辺は非常に微妙な問題だと思うので、ぜひいろいろな方の意見を聞いて、どういったあり方がいいの

か。つまり先ほど言った延長線上でやっていくのか。それとは別に「多様性を尊重する」という形にしたほうがいいかというところを、ぜひ本日広く聞いてみたいと思っております。

【G委員】 当時、男女共同参画とか、90年代には「男女」という言葉を使っていて、男女二元論をベースに議論していました。今現在の状況は違ってきていますし、これから、例えば10年間、それ以上効力のある条例であれば、そこはきちんと考えて対応していくという視点が必要であると私自身は思っています。

【荻田会長】 では、続けてお願いします。

【G委員】 次に、1番(3)の目指すべき方向性のところで、ア、イ、ウ、エと4項目ありますが、例えばアに、世界人権宣言というの踏まえるということが入ったのはよかったと思っています。しかし、アとイはほとんど同じことで、中身を示したみたいな感じではないかと思えます。世界人権宣言第1条、「すべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利については平等である」と明記されていますので。

だからアとイは、ほとんど同じようなことと思って見ていましたが、ウのところ「いかなる場合にも差別や侵害を受けず個人として尊重される」というのも、それほど違いがないような感じもします。例えばここで、差別を行ってはならない、というような差別禁止的な表現を入れられるかどうかは、これからの議論になると思いますが、市としてはっきり「もう差別はいけません、差別は行ってはならない。」と禁止する方向性があるのかなのか、もう少し踏み込んでもらったらどうかと思えます。

【荻田会長】 いかがでしょうか。尊重ということからもう一步踏み込んでいくようなことはお考えでしょうか。

【丸山企画経営課長】 ありがとうございます。最初のご意見のアとイ、ウは、同じようなこと言っているのではというのはおっしゃるとおりで、世界人権宣言の中に、「全ての人間は生まれながらにして自由であり、かつ尊厳と権利について平等である」というような文言もあります。全員が世界人権宣言の内容を知っているとは限らないため、分かりやすさを求めてこのような表現をさせていただいているところです。

次に、条例の中に、差別禁止の条項を設ける点です。今後「基本的な考え方」をまとめる中で、徐々にお示しさせていただきたいと思っております。

【G委員】 ありがとうございます。何かもう少し踏み込んだような、三鷹らしい条例になったらいいと思っています。

エのところですが、これは、小川隆太郎弁護士が市民ワークショップの講演の中で使われ

たことです。割とさらっと説明されたので、これだけ言われてもなかなか分からないと思うのですが、例えば、普遍性と不可分性と相互依存性ということで、先ほどワークショップの中で出てきたときもこれは不可分性だと説明されていましたが、もう少し具体的にどう捉えておられるのかをお聞きできるとうれしいです。

**【石坂企画部長】** 実は、私ども事務局の迷いがかなり出ているのが、「三鷹らしさ」についてです。率直に、「三鷹らしさ」が入っていないというお声がおそらくあると思います。

今、いろいろ市民の意見を頂いて、理念的なところから個別課題に下ろしていくところと個別課題から上げていくところ。そこをきちんとすり合わせた段階で、一定程度「基本的な考え方」を出していきたいと思っております。

先ほど、重複の話もありましたけれど、一般的なところをまず押さえているという中で、例えば相互依存性であれば、他者に対する人権の意識を高めてそのような風土をつくっていくというところをかみ砕いた形で理念に盛り込んでいくことが必要であると思っております。今日は一般論となっていますが、このようなご意見や、それをもう少しかみ砕いてどのようにメッセージで伝えていくのかというのは、次のステップできちんとお示しをしていきたいと思っております。例えばこういった視点をもっと強調したほうがいい、というようなご意見があれば、ぜひ仰っていただきたいと思っております。

**【G委員】** ありがとうございます。これからかなり踏み込んで検討されていくのだと思いますので、よろしく願います。

次に、ヒアリングの箇所ですが、属性というのは対象者ということだと思います。中学校の生徒というのは当事者ですけれども、ここで、協議会だとか地区委員会に出てきている人たちの意見以外にも、日々の生活の中で当事者の人がどのような状況にあるのかを理解することが必要だと思います。当事者がいないところで決めていくというのは、人権について考えるときには問題が出てくると思います。

例えば認知症介護者の人の話は聞いたけれども、認知症の方の話はどうなっているのか、ということや、子どもと言うけれども、例えば、自分が非常に困難な状況にある、あるいは性的マイノリティの子どもである、障がいがある、海外にルーツがある、性暴力に遭っている、というような子どもたちが、自分自身をも否定している可能性というのは非常に大きいです。信頼関係がない状況の中ではその子どもたちの声というのはなかなか出てこないですよ。だからこそ、子どもたちの意見を聞くとしても、非常に一般的なものになってしまうのではないですか。お互いに仲良くやるとか平等だとか、そういう言葉で落とし込んでし

まいがちです。それでは見えてこない、平等ではない状況はどのようなところにあるか、思いやりの欠けたところはどうなるのかということを探っていく姿勢が必要なのだと思います。信頼関係が成立しているところではじめて、自分の弱い部分、嫌な部分、苦しい部分を言うことができます。しかし、信頼関係がないところでは出て来にくいものです。人権を尊重すると言いながら尊重できていないところをサーチしていくことが、非常に大事になりますが、非常に難しいところでもあります。

だから当事者の人と、どんな関係を結んでいくのが非常に大事であろうと私は思っています。例えば、認知症の高齢者の方たちの話を聞くのであれば、当事者団体として「おれんじドア三鷹」がありますよね。当事者団体の人だけではなくて、介護する側だけではなくて、認知症当事者のところにまで目を向けていくということが必要だと思っています。

障がい者を属性として「障がい者地域自立支援協議会」にヒアリングを行なっておられますが、障がい者当事者へのヒアリングではありません。例えば、「三鷹障がい者の権利を守る会」という団体は、当事者の方が会長になっています。当事者の方たちの声を拾っていく姿勢が、その人たちとの信頼関係を作っていく土壌形成になるのではないかと、思っています。

もちろんLIMやlagの場合は、代表は性的マイノリティ当事者の方たちですから、当事者の意見が出てくると思います。しかし、そのほかのヒアリング対象は、非常に限定的だと思います。例えば、「みたか国際化円卓会議」に関して、「ああ、あの人たちエリートの人たちね」というような感じだと、聞きました。例えば、日々の生活での支援を行なっているピナットなど、どうしてヒアリングの対象にならなかったのか。誰から声を聞いていくかというところをもう少し丁寧に、地べたに近い方向でやっていただけると、もっと別なことも出てくるのかなと考えたりしました。これでヒアリングは終わりでしょうか。

**【丸山企画経営課長】** ありがとうございます。この表にある11団体で、90人200の意見をいただきました。我々としては、ほかの業務を抱えながらもあるので、ここまでやるのも大変だったというイメージはあるのですが、おっしゃるとおり、当事者の声をもっと多く聞くべきというご意見もあると思います。

みたか国際化円卓会議も外国籍市民である当事者の方の意見を聞いている部分もありますが、関係者、サポートしている方のご意見という部分も実際にはあります。今後さらにヒアリングを膨らますかという点については、具体的に膨らますというイメージは今のところありませんが、この後また市民ワークショップ第2回目。それから来年度になると思いま

すけれども、市民フォーラムの開催も予定していますので、参加を促したり、パブリックコメントを広く皆様から募集いたしますので、関係者にご意見くださいという旨を事前にお話ししながら、広く意見をいただくということはできるかと思っています。今後そのような対応をしていきたいと思っています。

【石坂企画部長】 発言に補足します。

今、課長が申し上げたのは、いわゆる人権基本条例、理念条例の部分については、一定程度そのような方向で私も進めていきたいと思っています。

ただし、資料1の1番(2)に、子ども、高齢者、障がい者、外国籍市民など、それぞれの属性に係るところについては個別に対応すると書いてあるわけです。であれば、個別の課題をどうやって認識していくのか、把握していくのかというところが、いま一度深掘りが必要ではないかと思っています。まず今回は、課長が申し上げたとおり、一定の理念的なところでは、外国籍市民であればMISHOPで日本語教室などのさまざまな事業を実施しています。そうした事業に参加している方の生のご意見を聞くなど、いろいろやり方もあるかと思いますが、それは次のステップなのかなというところでは。

【中塚企画経営係長】 ヒアリング調査の対象になった団体のことについて、もう少し詳しくご説明させていただきたいと思っています。

例えば3番目の第六中学校の生徒さんですが、第六中学校は東京都の人権尊重教育推進校に指定され、人権教育に取り組んでいる学校です。とはいえ、人権を自分事として考えるということになるとまだまだ難しい部分もあると思います。

そこでワークショップを実施する際に質問を工夫しまして、世界人権宣言の内容を幾つか分類し、その中から自分が一番大切だと思う人権から順番に順位づけをしてもらいました。その後に一番順位を低くした人権が失われたとしたら、みんなの暮らしはどうなってしまおうかということを考えてもらい、この人権を自分はそんなに重要視してなかったけれども、暮らしの中でこんな困りごとが発生する、だからこれはとても大切な人権だということも認識してもらいました。その上で人権は、どれも大切だという進め方で意見を伺うことで、なるべく自分事として捉えてもらうようなことを意識しました。

次に、7番目の認知症介護者談話室の方ですが、この方々は、実際にご家族が認知症の当事者の方です。すぐ隣で毎日を過ごしている家族の方に今回ご参加いただいて、お話を聞いてきました。ですから、限りなく当事者の方に近く、どういった事を思って暮らしているのかとか、どんなことを嫌だと思ったかなどのお話を伺うことができたと思っています。

また、9番目のみたか国際化円卓会議で、先ほど課長からもお話がありましたけれども、三鷹市に暮らしている外国籍市民の方が委員にもいらっしゃいまして、例えばご本人や知り合いの方が、外国人であるということでこんな差別的なことがあったというような事例を紹介していただいたり、こういうまちであると良いなというようなご意見を伺うことができました。

日本で暮らす外国人という視点で、どんな人権課題を感じているかということを生の声を伺うことができたと思っております。

**【G委員】** ありがとうございます。ヒアリングの状況は、よく分かってきましたが、なぜ私が懸念を持ったかということ、どちらかということ、思いやりとか優しさとか、何かそういう個人のレベルでの対応みたいなものが多く出てきています。差別というのはもう構造化されているので、知らないうちに加害者になったり、自分はそんなつもりではないのに傷つけたりします。個人レベルだけではなく、もっと社会の構造化された差別に注目していくことが非常に大事ではないかと思っています。

例えばもう男女は平等でしょうという人たちがいますが、男女平等が達成されているのであれば、日本のジェンダーギャップ指数が世界で百何位というところで低迷しているのはなぜなのでしょう。これで平等とは言えません。中国や韓国、ASEAN諸国がどんどん日本を抜いているという状況の中で、「もう日本の女性は平等でしょう」という認識であるとすれば、これこそ女性への差別が構造化され、差別が内面化して麻痺しているから見えないんですよ。

思いやりなどの個人レベルの対応だけでは差別を解決できないのだと認識すべきです。構造化され見えなくされている差別があるのに、差別があることを口に出して言うことができない。あると言え、過剰反応、ヒステリーなのではないか、と揶揄され冷笑される傾向にある。構造化された差別や偏見についても考えてもらいたいと思ったものですから、このような発言をさせていただきました。

**【荏田会長】** 貴重なご意見をありがとうございました。ほかに何か、ご意見ございませんでしょうか。平野委員、お願いします。

**【H委員】** 大した話ではありませんが、今までのやり取りを聞いていて少し思ったことです。まず目指すべき方向性に関して、さきほど禁止事項を入れないのかという議論、三鷹市も迷っていらっしゃるという話がありましたが、私は少し違う意見だったので発言させていただくと、私自身は禁止事項まで踏み込まなくてもいいと思いました。

理由としては、目指すべき方向性としての基本理念なので、どちらかという、ポジティブな表現にしてもらいたいと考えます。法律を決めるわけではないので、みんなが目指すべき方向としてポジティブな表現であれば、こういった差別や侵害を受けず尊重されるというような前向きな表現が個人的には良いと思いました。迷っていらっしゃるということだったので、こちら側の意見もお伝えしたいなと思いました。

一方で、エの部分は確かにとても分かりにくいと思ったのも確かです。ア、イ、ウのところはすごくかみ砕きながら徐々に具体化されながら話をされているのに対して、エの部分は少しトーンが違うというところは若干気になりました。同じように見えるものでもいろいろな角度から表現することは、こういう理念的なもので、みんなの考えがばらばらなものにはすごく大事なことだと思います。そういう意味ではア、イ、ウはいいと思うけれども、エはちょっと難しいというか、分かりにくいなと思いました。読んだときにトーンが違う。

あと、今後議論するときに、今の話を聞いていて思ったことは、三鷹らしさって何なんだろうっていうものです。三鷹らしい要素を盛り込むというような話になってきて、それ自体は良いことだと思うけれども、私自身、今回ランダムに選ばれた市民として思いますが、市民として暮らしていて、例えば職場は全然違うところにありますし、違う場所に住んだこともあります。三鷹に住んでいて三鷹らしいという部分を感じることでそんなにあるのだろうかと思います。

もちろんそれは、そこにある物や、自然などいろいろなもので感じる部分がありますけれども、こうした、本来人権みたいにみんなが意識せずとも認められるべきものに「らしさ」を加えるときに、そのらしさって何なのかという議論は必要なような気がします。そこが曖昧なままでは、多分市民の人にもぴんと来ないのではないかというふうに感想として思いました。以上です。

**【荏田会長】** ありがとうございます。ただいまのご意見に対して、いかがでしょうか。

**【丸山企画経営課長】** ありがとうございます。前段の禁止事項、ポジティブ思考といったところ、ご意見として承りたいと思います。ありがとうございます。

それから、目指すべき方向性、資料1の1番(3)エの表現ですけれども、これは先ほどあったとおり、前回の市民フォーラムのときの講義で先生がお話しいただいた内容を我々も受け止めましてここに記載させていただいているんですが、難しいとおっしゃるとおりです。括弧書きで補足がないと意味が理解できないというのが正直なところかと思いますが、これをそのまま条文や基本理念に入れていくということは今のところは考えており

ませんので、こういった考え方を念頭に入れながら、表現を分かりやすい方向にして、理念だとか基本的な考え方に何かしらの方向で盛り込んでいきたいと考えているところです。

最後の三鷹らしさというのは、おっしゃるとおり非常に難しいと思っています。人権という問題に三鷹らしさというのをどう反映させるかというのを、例えば条例にどう反映させれば三鷹らしさと言えるのか、というのは、私も非常に頭を抱えます。

むしろ、条例を制定するためのプロセスの中で三鷹らしさというのを生かしていくという考え方もあると思います。こういった多様な方面にヒアリングをさせていただくとか、今後もワークショップやフォーラムといったものを開催していく中で、三鷹らしさと言えるものを生み出していけるような取組にしていきたいと考えています。

**【H委員】** ありがとうございます。個人的にはすごくそれはいいと思います。実際理念ができる前のプロセスの部分と、理念ができた後の具体化の部分にそういった視点があるだけでも全然良いと思うので、そこに何か、特にこういうテーマの場合は、縛られなくてもいいのかなと思いました。ありがとうございました。

**【G委員】** 三鷹らしさといったときに、私も本当にどういうふうに持っていくのが三鷹らしさなのかと考えます。例えば、東京都の中では狛江市や国立市が人権条例をつくりました。それぞれの問題が背景にあって、問題に取り組むことを念頭にして、特徴のある人権条例をつくってこられたわけです。今相模原市も人権条例制定に向けて動いておられますが、悲惨な障がい者施設殺傷事件があって、そこであぶり出されてきた重大な人権問題に取り組むために条例の制定が必要となったという背景があります。

しかし、三鷹市の場合、喫緊の問題に対処する必要があって人権条例を制定するという話が出てきたわけではない。そういう場合、人権についての条例をつくるのであれば、いろいろところでよい人権条例ができていますので、幾つかいいものをざっと読んでまとめるということは、割と簡単にできます。でもそれでは、血肉がない。生きた条例にならない。では、三鷹らしさというのはどの辺だろうかと考えると、三鷹の伝統としては、やはり市と市民が協働でやってきました。「みたか市民プラン 21 会議」で協働したり、その前はコミュニティ行政と言って、7つの地域に分けて、お金は出すけれども口は出さないというような形で市民に預けていくというプロセスがありました。今回も市長が市民参加のまちづくり協議会というのを立ち上げたというのは、やっぱりそこに思いがあって、つながっているのではないかというのを、三鷹の歴史的な文脈の中から見ると感じました。

市民と一緒につくっていくということが伝統的に三鷹らしいやり方なんだろうなという

ところに、今のところ私は落ち着いています、三鷹らしさという部分にかなり迷いました。

**【石坂企画部長】** 三鷹らしさとは、プロセスだ、というのは、課長の言うとおりで、田中委員のおっしゃるとおりだと思います。プロセスの中で、では皆さんがどうお考えになっているのかということを知りたいと思います。今日お示ししたのにもいろいろな意見があります。そういったところでプロセスと、アウトプットという結果が結びつくのではないかと、私たちが期待しているところです。これが終わりではありませんので、広く意見を聞きながら皆さんで議論する場を設けて、こういったまちにしたいという皆さんの意見を理念にきちんと落とし込んでいく、それが私の仕事であると今認識しています。

**【G委員】** ちょっと追加させてもらいたいのは、これは人権の基本条例じゃないですか。全ての市政に関わるというふうな位置づけでおられる。そうすると、今働いている市の職員の方は、それに準じないといけません。自分の仕事というのは、この人権条例の人権の視点から見たときに、どういう位置づけなのかということを考えていかなければいけません。市職員も市民なので、ぜひ、一緒に考えていくようなプロセスは取れないのか。今、作成途中であるから、基本的な形ができてから共有する、ということしかできないと、思っているのかもしれない。しかし、7月の審議会の際、1目的の第3のところ、一緒にやりますよという文章を書かれたじゃないですか。「条例検討から制定へのプロセスを通して、市民とともに人権を尊重する意識を共有し、そして社会全体の意識の変化を促す契機としていく」と、私は、これはすばらしいと思っています。条例ができてからというのではなくて、策定していくそのプロセスが大事ですということ。私は常にここに帰って、自分も考えるようにしています。このプロセスに、ぜひ職員の人たちも巻き込んでほしいです。人権基本条例（仮称）がその策定過程から、三鷹市の市政すべてに通底しているという状況を、時間をかけてつくってほしいと期待しています。

**【渥美副会長】** 僕はオンラインなので、今、意見をご覧いただきやすいように共有させていただきました。僕自身は、内閣府の男女共同参画会議の専門委員など、これまで16年間官公庁や都道府県の審議会を100ぐらい務めてきました。全国的な動きを踏まえて、今回の三鷹市の人権基本条例に関して、3つの観点から意見を申し上げたいと思います。

まず、1つ目に、男女平等、ジェンダー平等というワーディングに関するご意見が先ほどありました。ご存知かと思いますが、1999年に国が男女共同参画基本法をつくったその英語訳がBasic Act for Gender Equal Society。だから、男女共同参画とジェンダー平等って基本同義です。もちろん、ジェンダーという言葉を使う意義があるというのは、当然僕も

知っていますが、ただ、行政があまりジェンダーを使わない理由は、片仮名だからです。単純に。要は、分かりにくい。市民によっては伝えたいことが伝わらないというので、あまりジェンダーと使わないということです。ただ、片仮名用語を使わないというのは、よく行政ではあることですが、国が最近よく使っている片仮名があり、それはダイバーシティーです。ダイバーシティーは、多分ジェンダーに比べると、一般的にも捉えやすいということで、経産省を中心にいろいろなところでダイバーシティーを使っています。ですから、もし、片仮名を使うのであれば、ダイバーシティーかなと思っています。

2つ目は、この基本条例に関してはいろんな自治体でこういうプロセスをお手伝いしてきて、いい悪いではなく、大きく理念系とアクションプラン系に分類できると僕は思っています。今回の三鷹市も理念系にあたるのだろうなというふうに最初からずっと思っただけですが、理念系は、定性的な内容になりやすくて、特徴は時代の変化に弱いと思います。アクションプラン系が良いのは、定量的に情報把握できるという特徴があって、要は改善状況を捉えやすいのではないかと僕は思っています。

僕、今年の4月から、考えがあって関西に家族で移住しているのですが、関西広域連合の仕事でここ5、6年ずっとしてきて、女性活躍推進フォーラムというところで有識者委員に入っています。たまたま昨日その審議会がありました。そこで関西女性活性化マップというのを広域連合が作っていて、8つ府県が入っているんですが、その府県の全国的な位置づけというものをマッピングして、それがどうなのか、きちんと改善しているのか、全国の中でも順位が上がっているのかということを定量的に把握して、それに対して、どうしていくかということで、非常に議論がしやすいです。

これもご存知かとは思いますが、都道府県版のジェンダーギャップ指数というのを、上智大学の三浦まり先生が今年公表されて、それぞれの分野でそれぞれの自治体がどれくらいのポジションなのか、これは都道府県なので、東京都までしか出ていないんですけども、都は政治分野とか行政分野で結構いい感じですね。ただ、これも全てバックデータがあるので、それでそれぞれの都府県の弱いところというのが分かるようになっていきます。

このジェンダーギャップ指数は、そもそも国ごとの比較ですごく有名な指標で、それと同じようなものを都道府県版で作ってみたというところが面白いんですけども、実は自治体版、市町村版も作れるんです。都道府県ほどはデータがそろってはいませんが、市区町村版も作ることは作れるんです。

だから、僕は三鷹らしさって、三鷹市のこういう審議会に入らせていただいて多分10年

近くなると思うんですけども、1つは先進性だと思います。三鷹は、全国的にも先進自治体で有名だし、三鷹でこういうことやっているという、ほかの市町村でもすごく一目置かれるという市なので、後追いで、理念系でどこにでもあるような条例だとつまらないというのが僕の受けている感想です。すごく真面目なやり方をなさっていると思いますし、できるものもそんな悪くないと思うんですけども、「で、何なの」という話になると思います。

あともう一つ、官学産民ということも三鷹のすごく大きな特徴です。それぞれが、例えば、文教都市で大学が幾つもあるというところとか、あるいは、民間も産業もすごく連携が取れているというところ。これは行政だけでやっているのではないというところが三鷹の特徴だと思うので、僕だったら、この市町村版のジェンダーギャップ指数を三鷹が作って、全国的に今このくらいのポジションだけれども、今後はこういうところを目指していくと。あるいは東京都のジェンダーギャップ指数は三浦先生がもう出してくれているので、それと比べて都内でも上のほうにあるとか、何かそういうふうに自分たちの現状をきちんと把握して、それをさらにこの分野がまだ弱いからこういうことをやっていくというような議論にしていってほしいが、今後、時流の変化にアップデートできていくのではないかと思います。

関西広域連合は、そういうことを6年ぐらい前からアドバイスする機会があったので、マップを作って、まだ完成形ではないですが、それでかなり定量的に把握して、そのような印象の議論ではないし、言葉遊びの議論ではないし、状況がもっと良くなっていくように、どうしたらいいのかという議論になっていくので、三鷹市にはそういうことを期待したいと僕は思っております。以上です。

**【丸山企画経営課長】** 今考えている基本条例については、やはり理念条例ということで位置づけをしていきたいと考えております。アクションプラン系のところについては、このジェンダー、個別の対応ということで、こちらの審議会でもいつも報告させていただいている「男女平等のための三鷹市行動計画」というものに盛り込むだとか、個別の施策として、裏づけデータを取って対応していくことが非常に重要だと思いますので、今後段階を踏んで、対応もしくは検討していきたいと思います。

**【荻田会長】** それでは、次第の2の報告事項に移らせていただきます。「LGBTをはじめとする多様な性に関する研修について」を議題とします。

事務局から説明をお願いします。

**【中塚企画経営係長】** 事務局の中塚です。資料の2番、「LGBTをはじめとする多様な性に関する研修の実施報告について」に沿って説明させていただきます。

LGBTをはじめとする多様な性に関しては、社会的な認識が高まってきておりますが、いまだに差別や偏見等の対象となっており、正しく理解する必要があります。そのため、市では、市職員として正しい理解を深めて今後の事業実施の中でも生かしていくために、令和2年度から職員研修を実施しております。

こちらは今年度10月に行いました職員研修について、内容を簡単に報告させていただきます。1番、開催内容の(3)対象をご覧くださいと思います。今回の対象は、主査、主任である職員及び令和2年度3年度の未受講者が対象となっております。主査、主任というのは、各職場の係長の下で、現場の最前線に立って、リーダー的な働きをする職員です。10月20日に会場で行った研修での受講者は34人でした。実際の対象者については、ほかにも400人ほどおりますので、今回の会場で行った研修の様子を撮影した動画を編集しまして、動画共有サイトにアップロードしたものを視聴してオンライン研修という形で受講する予定になっております。現在動画の作成中です。

講師にお招きしたのは、NPO法人共生社会をつくるセクシュアル・マイノリティ支援全国ネットワーク、代表理事の原ミナ汰さんです。原ミナ汰さんには令和2年度、最初の研修から続けて講師をお願いしております。

また、同じくNPO法人同ネットワークの会員でいらっしゃいます丸山まさよしさん。丸山さんは、三鷹市にもお住まいであったことがある方で、過去に三鷹市の男女平等参画啓発誌の「Shall we?」で「にじいろのセクシュアリティ」という特集を組んだ際に、市長との対談をしていただくなど、三鷹市の取組にもご協力いただいております。

研修内容として、大きく5つの内容についてご講義いただきました。まず、性の多様性に関する基礎的な内容を学ぶ講座。そして②番で市役所窓口での市民対応。こういう対応をするといいですよというような事例です。③番として、市職員への対応。これは職場内で性的マイノリティの方がいらっしゃるという場合での職場での正しい対応。④番で、三鷹市や近隣地域でのLGBTQの暮らし。これは丸山さんの体験談などを交えてお話しいただいております。⑤番で事例検討。時間が足りず事例検討は十分に時間を割くのが難しかったというところでした。

2番の受講者アンケートですが、非常によかった、まあまあよかったという評価が職員からは出ています。

以下、箇条書きでアンケートの中から意見を抜粋しておりますが、講座の中で具体例を多数示してあった点がよかったと。2番目では、当事者の方のつらさや経験を交えての話が真

実味を感じることができた。3番目では、無意識な思い込み、ジェンダー問題の中でもよく出てきますけれども、アンコンシャス・バイアス、無意識の思い込みが良くないということを感じたと。次は当事者の思っていることがリアルに伝わったと。LGBTQに関する情報を更新することができたと。分かっていたけれども、自分の知らない情報が新たに得られたという感想がありました。最後に市としてどういう方向にするか軸を決めてほしいと。組織的な意識改革が必要ではないかということで、職員からも意見が出ております。

資料2-2で、今回の研修で使いましたスライドの写しを添付しております。講師の原先生、丸山先生のプロフィールなどもこちらに詳しく載っております。

ざっくりとした説明でございますが、研修についてのご説明は、以上となります。

**【荻田会長】** ありがとうございます。

ただいまの事務局の説明について、何かご意見、ご質問などいかがでしょうか。ご意見ございます方は、挙手をお願いいたします。感想やコメントでも結構です。

**【G委員】** これは私の感想というよりは、今日たまたま職員の方と話をしていたのですが、研修を3回続いてなさってこられた成果が出てきているそうです。当初は職員の間でないことになっていたけど、今ではLGBTQ性的マイノリティの人たちは当然いる、ないことにはもうなっていないそうです。ご報告します。

**【荻田会長】** ありがとうございます。ほかに何かございませんでしょうか。

ないようでしたら、では最後に全体を通して皆様から何かございませんでしょうか。特にまだご発言されてない方、もし何かございましたら、挙手をさせていただきたいと思っております。

**【I委員】** 先ほど質問すればよかったんですけども、今朝か昨日のニュースでも、10代の若い人たちがLGBTQに関連して、まだ苦しい思いをしているという統計データが発表されていましたが、三鷹市の中学校、あるいは小・中でしょうか。このLGBTQに関しての何か教育プログラムというのは、統一されたものがあるのでしょうか。あるいは、東京都のほうから何か示されているものがあるのでしょうか。実態を認識していないので教えていただけたらと思っております。

**【中塚企画経営係長】** 青木先生、もし何かご存じのことがあれば、ご説明いただけたら、大変助かります。

**【J委員】** 第二中学校校長の青木でございます。お世話になっております。

東京都のほうから、東京都教育委員会から人権教育プログラムというものが出されておまして、それを活用して、先ほどの第六中学校の研究授業は指定を受けてやっております。

本校では、LGBTの実際の方に来ていただいて講演会もしています。実際に、本校の生徒の中でも、申し出をしてきて、更衣室を変えたりとか、制服はもう既に改定はしております、徐々にではあるのですが、各校それが実施できているということです。

ただ、まだまだ教員自体もどう対応していったらいいのか分からないという部分で、これからまた研修を深めながら進めていきたいと思っています。

小学生はまだ小さいので、これらの意識が出てくるのはまだまだ少ないのかもしれませんが、中学校では各校で申し出があるというような話を伺っております。以上でございます。

【F委員】 三鷹らしさというところが、私もちょっとしっくりこないんですけども、私は、井の頭住民協議会から出ています。先ほど7つのコミュニティということで、全国に先駆けて住民協議会組織ができたということ、それは非常に素晴らしいと思っています。それと行政と市民の協働。これもまさに三鷹らしさだろうと思います。先進性ということも、私はそれもいいなと思ったりします。三鷹らしさというのは一人一人すごく違うのではないかと思います。ですから、ここは大事なところだと思うので、もう少し共有できるような時間というか、議論を深めたらいいなと思いました。

【荻田会長】 ありがとうございます。では、中川委員、お願いします。

【C委員】 三鷹らしさとか、皆さんにお話を前も伺って、三鷹というのは行政と市民、昔はもっと市民が元気で、市政にすごく関わってやっていたんだって、三鷹市民ってそういうことがあったという話をお聞きしたことがあります。これは方向性の中に入れるのか、次の条例が決まった後の次のステップなのか分からないのですが、私も今人権条例について考えながら、少しずつ学んでいるという感じです。知見がもともとないところから、いろいろな方のお話を聞いて考えて、考えを深めているというところなんです。あらゆる市民が、子どもであろうがあらゆる人たちが、人権を守られるだけではなくて、主体的に守る側にあるんだというところを、みんなが意識できるような取組を常に続けていくという姿勢を持つ。それは行政だけではなく、市民がそういう意識を常に持ち続けられるように、三鷹市も働きかけ続ける。三鷹市民としても、そういう学び続ける、考え続ける、主体的に取り組んでいきたいというような方向性をつけるようなものをどこか何かに入れてほしいなど。

当事者の方たちのお話を聞くのはもちろんですが、そうではない市民の人も学んで、人権を守るという強い意思を持てるような取組を、みんなが続けていけるようなことを、学校教

育ももちろんですし、何にも属していないような主婦もそういうことを学び続けられるような三鷹市の取組があると、それが結果として三鷹らしさになっていくといいのではないかなと感じました。以上です。

【K委員】 私は三鷹市に住んで七十数年、ずっと三鷹市なんですけれども、この基本条例とかそういうのも知らなかったです。お恥ずかしながら知らなくて、これは今回初めて制定するんですか。それで、いろいろ勉強させていただいて、いろいろ難しい有識者の方がいっぱいいらっしゃる中で、何を言っているかわからない私で申し訳ないんですけれども、皆さんが決めていただいたら、また商工会の女性部に行ってお報告いたしますので、よろしくお願いたします。

【E委員】 私は今までの話を聞いて、渥美委員がおっしゃいましたアクションプラン系の条例というか、宣言をつくと面白いのではないかというお話にすごく共感しました。どれだけ文章がすばらしくても、それが実際に私たちの市民の生活に反映されなければあまり意味がないと思います。お答えとして個別の計画や予算に反映させるというお話があったので、人権条例のここがこの予算に反映していますとか、この活動計画に反映していますというのを必ず書くとか、必ず一文がどこかに入ると、とてもいいのではないかと思います。以上です。

【荻田会長】 ご意見ありがとうございます。何かほかにございますでしょうか。

ないようでしたら、事務局から連絡事項はありますでしょうか。

【中塚企画経営係長】 事務局の中塚です。

来年2月3日金曜日、午後6時半から男女平等参画のためのみたか市民フォーラムを市民協働センターで開催する予定となっております。

今年度の講師は、東京大学大学院の瀬地山角先生にご登壇いただき、ご自身の体験談を交えながら、男性の家事や育児、これからの時代の家事育児の在り方をテーマにご講演いただく予定となっております。詳細が決まりましたら、改めてお知らせいたします。

次に、今後の予定についてお知らせいたします。次回の審議会は、来年の2月から3月頃に開催する予定ですので、次回の日程が決まりましたら、改めてご連絡いたします。

【荻田会長】 以上で全ての議事が終了しました。本日の審議会はこれで閉会いたします。

皆さん、ご協力誠にありがとうございました。

— 了 —